

北本市いじめ自殺裁判最高裁決定を受けて

原告・弁護団・支援団より声明・メッセージ

2014年10月7日

A 弁護団声明

1、2005年に自殺した埼玉県北本市の中学校1年の女子生徒（当時12歳）の両親が、市と国に計約7670万円の損害賠償を求めた訴訟で、9月25日最高裁第一小法廷（白木勇裁判長）は上告、上告受理申し立て、いずれも棄却するとの決定をし、両親の敗訴とした2審東京高裁判決が確定した。その決定文からは、原告らの訴えに、いじめ、いじめ自殺に対して正面から向き合い、いじめ防止対策推進法が昨年制定され、今年の4月から施行されても、司法の今までのいじめに対する責任を反省し、司法の責任を確立しようとするものではなく、いじめ問題を解決することを放棄するもので、許されない。

2、これまで多くのいじめやいじめ自殺事件が繰り返され、いじめの本質的原因背景も議論されず、教育現場で徹底した対策もされず、一昨年から大津のいじめ自殺事件が大きな契機となって、本件裁判で被告を国にしたように、国にも原因があるとして、いじめ防止対策推進法が成立し、今年度から施行されている。

今まで多くのいじめ、いじめ自殺裁判が提起されても、学校という密室の中の事件であることから、今まで本件事件もそうだが学校や教育委員会の隠ぺい行為によって、立証困難から、いじめ被害者の立場に立てない司法の従来古い枠組みから抜け出せず、多くの裁判では被害者、遺族は負け続けてきた。

そのため裁判になっても、ならなくても、司法対策として、現場の学校教師教育委員会は、いじめは認識できなかった、社会的に明らかにされて批判されても、死への予見可能性も、因果関係もなかったとして、今までの判例のいじめ、いじめ自殺裁判についての法的枠組みで、裁判になっても被告として負けないよう事件直後から教育情報を握っている被告の事故対応がなされている現状はいじめの法律ができたとしても変わらない。

いじめは、特に最近の心理的いじめが見えないところで多くなされているので、なおさらそうである。

3、本件事件でも教育委員長も脅迫と述べていた被害者を塾に強要した手紙が発見されて

も、明らかに被害者は教師との交換日記で叩かれたりされたなどいじめを訴えていても、遺書には「死んだのは学校の美術のみんなでも、学校の先生でもありません。クラスの一部に勉強にテストのせいかも」と書いてあっても、自殺後のアンケートでも遺族から無記名の被害者についてのアンケートを頼んでも、被害者についてのいじめについて聞くのではなく、残された生徒の生活についてのアンケートしかやらず、またアンケートのうち5200枚あったうち4000枚保管場所がないと廃棄してしまい、被告のこのような隠ぺいをほとんど裁判所は無視する。

二審では親しい友人が一審でいじめでないとする判決がおかしいと立ち上がり友人が自殺してしまった心の傷を癒すためにも丁寧にいじめ事実を目撃証人として真摯に真実を証言している。

それでも裁判所は、長年にわたるいじめを連続して死へ至る過程をバラバラにしいじめの専門家の武田、横湯意見書も無視し、これらのいじめをバラバラに切断して「自殺の原因となるようないじめがあったと認められない」として、敗訴にしている。

4、調査報告義務も、合理的裁量ありとしたり、国に対する責任も、国民に対する個別の法的責任は生じないと法律要件的な判断で簡単に否定している。

このような裁判所の現状を放置していたらどうなるか。

立派な法律ができて、司法の今の現状を変えなければ、社会問題となっている本件いじめ、いじめ自殺事件は解決できない。今後もいじめ、いじめ自殺は、私たちがこの裁判で、大津のような事件が起きることを予言し、起きてしまったように、また起きると確信している。

いじめ自殺事件が社会問題となっても、できたのは法律のみで、本件のようないじめ被害者に全く役に立たない裁判からも司法が転換して、いじめ、いじめ自殺が解決できることを別紙上告理由通り法的構成をした最高裁で私たちは人権の最後の砦の役割を求め、上告したがこれを全く裏切った。多くの人々にこの声明文と原告弁護団・支援団のアップルをもって大法廷を埋めた100人以上の支援者と全国の子供達、父母、教育関係者に、今後もいじめ、いじめ自殺をもうこれで終わりにするための行動を続けていくことの声明とアップルをする。

B 弁護団・学者・支援者・本人のメッセージ

1、弁護団から

「誰に喰わせてもらっていると思っているんだ!」「役立たず!」。家庭の中でのこのよう

な配偶者の発言を、相手を傷つける違法な行為だと30年前に誰が考えたでしょう。今では、それが家庭の中で配偶者を傷つける行為としてDV（ドメスティックバイオレンス）と呼ばれ、違法の評価を受け、行為者に「やってはいけないこと」という基準（規範）を突きつけています。

今回の事件での最大の問題提起は、暴力によらないいじめが被害児童の心を強く傷つけるものであること、そしてその子が亡くなったことで周りにいた子どもたちが同じように傷ついていることが明らかにされたことです。大学生となった当時同級の親友が法廷でその実態を証言してくれたのです。

見過ごされてきた（暴力によらない）いじめの実態を、一日も早く社会が把握し、それを違法なものとして評価することが必要です。そして、そういった非暴力も「子どもを自死に追い詰めるほどのいじめである」ことを理解することによってはじめて、子どもたちにも現場の教員たちにもその種のいじめをなくすことが期待できるのです。本件は、その意味で非常に大きく、明確な課題を示したといえるのです。

本件裁判では、言葉によるいじめが被害を受ける子どもに対して非常に大きな苦しみを与えることを訴えてきました。いじめられている子どもは、親に心配させまいとする優しい心や自分の誇りから、親にいじめの事実を言うのを躊躇います。そのため、このような心理的ないじめを認識するためには、教師が教育専門的な目で子どもの様子を見る必要となります。また、学校はいじめにより、その生徒が死を選ばざるを得なくなることは珍しくありません。現代では、いじめの存在により自死の予見可能性は認められます。本件判決では、いじめの事実の認識の点、予見可能性の方法など、いじめ自死事件における法的な問題点を明らかにしました。

今後、この裁判例をもとに、いわゆるいじめ裁判の判断基準に関する議論がより活発に交わされ深化すると共に、いじめの実態により即し、かつ密室性や証拠の偏在性が高い証拠構造を克服した、より適正な判断枠組みの形成に繋がることを期待したいと思います。現在の裁判所は、一言で言えば、いじめ問題の深刻さ・重大性への共感を欠いていると言わざるをえません。弱者救済の砦であるはずの裁判所が、文科省の基準よりも、いじめの事実認定につきはるかに高いハードルを設け、いじめ防止義務違反の立証に無用に高いハードルを課し、また、学校側のご両親への調査及び報告につき学校側の幅広い裁量を認めている状況では、いじめ問題への提訴は、いじめを受けた児童生徒、あるいはその保護者の両親の最後の拠り所たりえないでしょう。いじめを正しく告発してほしいと考えている周囲の友人や関係者の良心にも反する認定をすることばかり増えてしまうことが懸念されます。裁判所が、国民の信頼に応え、正しくいじめを受けた児童、生徒の声なき声に真摯に

向き合っているか、改めて検証していかなければならないと思います。

他方、いじめの裁判を起こすことは、とても勇気のいることです。

本件で自死に至った子どもが残したメッセージは、明らかにいじめを示唆するものでした。そして、裁判を通じて、密室化されたいじめの実態が明らかになりました。裁判所は、自殺の原因となるようないじめはないと判断しましたが、それは子どもの気持ちを全く理解しない判断であることを、伝え続ける必要があります。最高裁判所への上告は、子どもが残したメッセージを、もっと伝えたくても伝えられなかった思いを、しっかり伝えていくために必要な道りであったと思います。ご両親の勇気と決断に対し、心から敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。

本件の子どもの思いとご両親の活動を活かし、裁判所がいじめについても「最後の砦」となれる日が来るよう、活動を続けていきたいと考えています。

2、学者から

子どもの不幸ないじめ自殺事件が続いている。真相知りたい親たちは不本意ながら裁判に助けを求める。しかしほとんどその裁判が親や社会を裏切って終わる。学校側は情報を独占している。さらにその情報を恣意的に利用している。

そして学校は強者であり、子どもの側は徹底して弱者である。その関係の中で予見可能性や相当因果関係を弱者の側は証明しなくてはならない。学校側の情報の独占や恣意的利用、強者・弱者の関係を司法が配慮すれば少しは状況は変わるかもしれないが、裁判所も学校側の代理人も全くそれへの配慮をしない。

子ども、親の側はいつも泣かされる。司法が変わるのにいったい何人の子どもが死ねばいいのだろうか。

3、支援者から

「最高裁の上告棄却のお知らせを頂きました。

長くて辛い闘いであったことと思います。本当にご苦労様でした。

そしてありがとうございました。

中井様の闘いは全国のいじめ自殺遺族にとって勇気と元気を分け与えるものです。

裁判での闘いをこれ以上進めることはできないのですが、一般市民として、いじめの撲滅などを訴え続けることはできるのではないのでしょうか。

上告棄却という悔しい報告を配信されたお気持ちを想像するだけで心臓が締め付けられています。

どうぞご家族の皆様が手を取り合って、少しでも前向きにこれからも進んで行かれることを強く祈念しています。

重ね重ね報告を頂戴したことを感謝申し上げます。」

「上告棄却の判決、お知らせありがとうございました。
あまりに残念で、悔しいことですね。

でも、やれることはすべてやってこられたのですから、
御自分たちのことを責めないでくださいね。
佑美さんも天国からよくやってくれたよ、と
くれているとおもいます。

9年戦い続けるのは大変なことです。
そのおかげで、問題が広く知られることになり、いじめ対策への
取り組みに拍車もかかったので、無駄ではなかったとおもいます。

子どもの状況は、まだまだで、これからです。
中井裁判から学んだことを踏まえてこれからも頑張っていきたいとおもいます。」

4、遺族本人から

娘が尊い命を失った2005年10月11日の事件発生後、9年の年月を要して戦ってきた「埼玉県北本市立北本中学校いじめ自殺事件訴訟」に対し、最高裁は、2014年9月25日付で「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」との不当決定がなされました。東京地裁、高裁での不当判決を経て、2013年5月8日に上告の申し立てを行ってから、1年4か月、あまりに簡単で、無念の連絡でした。皆様の温かいご支援の下、弁護団とともに、精一杯闘ってきましたが『上告棄却』という判断がなされました。

娘はもう戻ってきません。

残念ですが、娘の人としての尊厳を回復してあげることが出来ませんでした。

いじめは人権侵害であり、ときに尊い命を失わせる大きな罪になります。いじめは絶対に許されない行為だと思います。

裁判所・文科省・教育委員会・学校は、いじめ自殺に対し真摯に向き合って頂きたいと思います。私達は、いじめで尊い命を失う子供たちが出なくなることを、悲しむ遺族が出ないことを心から願っています。学校は学びの場です。いじめの無い、子ども達が安心して通える学校を作って頂きたい。

皆様の長い間の温かいご支援に、心からお礼を申し上げます。